

離島振興法の改正・延長に関する決議

離島振興対策都道府県議会議長会
離島振興対策協議会
全国離島振興市町村議会議長会
全国離島振興協議会

昭和二十八年の離島振興法の制定以来、離島振興政策の強力な推進により、生活条件の改善、産業基盤の整備等を中心とする離島の社会資本の形成は大きく進展した。

しかしながら、離島を取り巻く自然的・社会的諸条件は依然として厳しく、過疎化・高齢化に加え、第一次産業の不振等も相俟って、近年、離島の定住環境は著しく悪化してきている。

全国の離島は、我が国の領域・排他的経済水域の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全など、国家的・国民的貢献をなす骨格国土として重要な役割を担っている。

海洋権益をめぐる国際環境が変化する現在にあって、離島がこれらの役割を十分に発揮するためには、継続的な住民定住が不可欠であり、離島住民の安心安全な生活を守ることは、国家の命運を左右する重要課題といっても過言ではない。

また、コロナ禍に伴って多地域居住や多地域就労が進むことが考えられるな

ど、生活様式や働き方の変化がみられる中で、その受け皿となる環境整備、産業や地域社会、地域文化を担う多様な人材の育成など、従来の枠組みにとらわれない大胆な考え方による振興施策の導入が求められている。

我が国の全国民一億二千万人余が離島の有するかけがえのない価値を再認識し、個々の離島がその持てるポテンシャルを発揮するためにも、島嶼国家日本は、国家の責務としてより実効性の高い画期的な離島振興政策を樹立しなければならぬ。

よって、本決起大会は、左記に基づく離島振興法改正・延長の速やかなる実現を、離島住民の総意をもってここに決議する。

記

一、令和五年三月末で失効する現行離島振興法を拡充強化し、離島への定住促進や国の責務を明確にした上で、有効期間を最低十カ年とする改正離島振興法を、目下開会中の第二百八回通常国会において、必ず成立させること。

二、改正法は、持続可能な離島地域の実現に向け、離島定住に即応し得る次の各項の内容を包含すること。

- (一) 離島独自の予算確保と国庫補助率の更なる嵩上げ
- (二) 離島活性化交付金の拡充と増額
- (三) 離島自治体の行財政基盤の強化
- (四) 離島振興に資する各種制度・基準の緩和
- (五) 離島航路・航空路に対する財政支援の強化及び離島架橋の整備促進等交通条件の抜本改善
- (六) 離島交通の運賃・輸送費低減化対策の強化
- (七) 離島の安心・安全な定住環境整備の促進
- (八) 離島の医療・介護福祉・保健医療サービス確保対策の強化
- (九) 離島の教育機会の確保と修学者支援の強化
- (十) 離島の高速情報通信環境整備の促進

- (十一) 離島の農林水産業・観光等産業振興対策の強化
- (十二) 離島における雇用機会拡充支援の強化
- (十三) 離島における再生可能エネルギーの導入等先進的な取組みの促進
- (十四) 離島における自然災害への対応等防災対策の強化
- (十五) 離島における多様な人材の育成・確保対策の強化

令和四年二月十日

離島振興法改正・延長実現総決起大会